

65歳以上の障害者へのサービス見直しについて

心身障害者おむつ支給等の障害者サービス受給者が65歳到達以降に受給するサービスについて、以下のとおり見直しを行います。

1 見直しの経緯

障害者が65歳に到達すると、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにある場合、介護保険サービスを優先利用する原則に準じて、区独自の障害者サービスについても、対応する高齢者サービスに移行してきた。しかし、両制度のサービス内容が異なっているため、移行前と同水準のサービスが受給できない状況となっている。そうした中で、障害者総合支援法の改正に伴い、平成30年度から共生型サービスが創設され、障害者が高齢者になっても引き続き同じサービスを受けられる仕組みが構築された。こうしたことを踏まえ、区独自の障害者サービスにおいても、見直しを行うこととする。

2 見直しを行うサービス

障害者サービス	対応する高齢者サービス
心身障害者おむつ支給	介護用品支給
心身障害者理美容サービス事業	高齢者訪問理美容サービス事業
心身障害者寝具洗濯乾燥事業	高齢者寝具洗たく乾燥サービス事業

3 見直し内容

上記の障害者サービス受給者について、65歳到達以降も引き続きサービスを受給できることとする。また、障害者サービスの支給要件に合致した65歳以上の障害者も、同様にサービスを受給できることとする。

※身体障害者手帳等の等級などに関する対象要件の変更は行わない。

4 見直しに基づくサービス開始

平成31年1月

5 その他

見直しに基づく支給にあたっては、高齢者サービスを利用している人のうち、障害者サービスに該当する利用者を抽出し、制度見直しの周知と申請の勧奨を行う。

6 今後の主なスケジュール（予定）

平成30年 10月 利用者宛勧奨通知発送
11月 広報すぎなみ、ホームページ等による周知
平成31年 1月 見直しに基づく支給開始